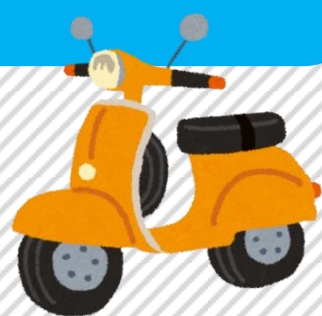


原動機付自転車・小型特殊自動車をお持ちの方へ

使っていない原付等でも、所有している限り
軽自動車税がかかります！



- ・ガレージに置いたままになっている
- ・故障して動かない、長期間乗っていない

このような状況でも、軽自動車税がかかります。

なぜ税金がかかる？

軽自動車税は乗る・乗らないではなく、4月1日基準日で、原付等を所有している人に課税されるため。

（【根拠】地方税法第443条、函南町税条例第80条）

ご不明点等は下記連絡先までお問い合わせください。

連絡先 函南町役場 税務課
電話番号 055-979-8109

よくある質問

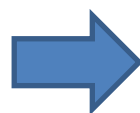
Q1.軽自動車税は、いつの時点で誰に対して課税されるか。

A1.毎年4月1日現在の所有者に課税されます。

Q2.バイクをすでに処分したが、納税通知書が届いた。

A2.バイクを引き取った相手が、廃車手続きをしていない、または4月2日以降に廃車手続きをしたことが考えられます。廃車手続きをしないと課税が続いてしまいますので、すみやかに廃車手続きをしてください。

廃車手続きの詳細は函南町HPへ



Q3.バイクが盗難された。どんな手続きが必要か。

A3.まずは警察署に盗難届を提出し、その後税務課窓口にて廃車手続きを行ってください。

【持ち物】

- 盗難届の受理番号、届出警察署、届出年月日、被害年月日を控えた書類
- 本人確認書類
- 標識交付証明書